

第 3 章 服 務

○鳥羽志勢広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
〔条 例 第 7 号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

（服務の宣誓）

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

（権限の委任）

第 3 条 この条例に定める者を除くほか、職員の服務の宣誓について必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名 印